

## 米合衆国軍隊の 構成員の方などの 納付方法

問い合わせ  
市民税務課 ☎2127

合衆国軍隊の構成員やその家族の方の所有する軽自動車（Aナンバーの車両）に対する税金は、通常の納付書での支払いはできません。

市民税務課で証紙を購入することで、納税することになります。

銀行やその他の金融機関での取扱いはなく、支払いは市民税務課に限られますので、注意してください。

## 障害がある方に配慮した 軽自動車税の減免制度

問い合わせ 市民税務課 ☎2127

市は、障害のある方のために使用する軽自動車に要件を満たすものについて、申請により軽自動車税を減免しています。

次の表の区分(ア)から(ケ)のいずれかに該当する場合は、減免の対象となります。

区分	軽自動車の所有者	運転者	使用の目的
(ア)	本人	本人	特に問わない
(イ)	家族	本人	本人の通学、通院、通所、生業などのために専ら使用すること。
(ウ)	本人	家族	
(エ)	家族	家族	
(ケ)	身体障害者などのみで構成される世帯の構成員	常時介護者	

※ 「軽自動車」は自家用車に限ります。また、「本人」とは身体障害者、戦傷病者、知的障害者、精神障害者のこと、「家族」とは「本人」と生計を一にしている方です。（障害の級・程度によっては対象とならない場合あり）

### 減免申請の手続き

減免の手続きは、5月24日(金)まで市民税務課ですることができます。手続きに必要な納税通知書の発送は、5月初旬を予定しています。納税通知書に案内文を同封しますので、減免の対象となる障害の級・程度や申請に必要な書類などを確認してください。



# 平成25年度 納期限のお知らせ(普通徴収)

問い合わせ 市民税務課 ☎2127

平成25年度の納期限は次のとおりです。納め忘れのないようにお願いします。

月	税目	固定資産税・都市計画税	軽自動車税	市県民税	国民健康保険料	後期高齢者医療保険料	介護保険料
4月	1期	4月30日					
5月			1期				
6月				1期			
7月	2期	7月31日			1期	7月31日	1期
8月				2期	2期	9月2日	2期
9月					3期	9月30日	3期
10月				3期	4期	10月31日	4期
11月					5期	12月2日	5期
12月	3期	12月25日			6期	12月25日	6期
平成26年1月				4期	7期	1月31日	7期
2月	4期	2月28日			8期	2月28日	8期

- 納付書は、各納期分をまとめて送付します。大切に保管し、納期限までに納めてください。
- 納付の窓口は次のとおりです。  
四国銀行・佐伯中央農業協同組合・広島信用金庫・広島銀行・もみじ銀行・山口銀行・西京銀行・中国労働金庫の本店および各支店、広島県信用漁業協同組合連合会（本店・各支店および各代理店）、中国5県内のゆうちょ銀行および郵便局、市民税務課
- 口座振替が便利です。ゆうちょ銀行を含む上記の金融機関で手続きができます。引き落としを希望する口座の通帳および通帳の届出印をお持ちのうえ、上記の金融機関で手続きをしてください。  
なお、申込用紙は市内の金融機関のみ備え付けています。市外の本店・各支店で手続きを希望する場合には、申込用紙を送付しますので問い合わせしてください。
- そのほか詳細は、第1期納期月に送付する納税通知書などをご覧ください。

## 特別徴収分（年金からの天引き分）引き落とし日

特別徴収分の引き落とし日は次のとおりです（年金支給日と同日）。

詳しくは、第1期納期月に送付する納税通知書などをご覧ください。

月	税目	市県民税	国民健康保険料	後期高齢者医療保険料	介護保険料
4月	1期	4月15日	1期	4月15日	1期
6月	2期	6月14日	2期	6月14日	2期
8月	3期	8月15日	3期	8月15日	3期
10月	4期	10月15日	4期	10月15日	4期
12月	5期	12月13日	5期	12月13日	5期
平成26年2月	6期	2月14日	6期	2月14日	6期

## 固定資産の縦覧・閲覧

問い合わせ 市民税務課 ☎2129

平成25年度固定資産縦覧帳簿の縦覧と固定資産課税台帳の閲覧は、表のとおりです。

### 納税通知書は4月上旬発送

固定資産税・都市計画税の納税通知書は、4月上旬に発送する予定です。（第1期納期限は4月30日(火)）

### 課税明細書は申告に使えます

固定資産税・都市計画税の明細（資産の所在、課税標準額、税額などを明記）は、納税通知書と一緒につづられています。ただし、資産が多い場合は別紙となっていることがありますので、ご注意ください。

また、この課税明細書は、翌年の確定申告で不動産所得や営業所得などの必要経費の算定資料として使用することができますので、大切に保管してください。

	縦覧帳簿の縦覧	固定資産課税台帳の閲覧
期 間	4月1日(月)～4月30日(火) 8時30分～17時15分（土・日曜日、祝日を除く）	4月1日(月)から随時 8時30分～17時15分（土・日曜日、祝日を除く）
縦覧・閲覧場所	市民税務課固定資産税係（市役所2階）	
縦覧・閲覧ができる方	<ul style="list-style-type: none"> <li>固定資産税の納税者</li> <li>納税者と同居の家族</li> <li>代理人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>固定資産税の納税義務者</li> <li>納税義務者と同居の家族</li> <li>代理人</li> <li>借地、借家人</li> </ul>
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人確認書類（※）</li> <li>委任状（代理人が縦覧するとき）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人確認書類（※）</li> <li>委任状（代理人が閲覧するとき）</li> <li>契約書などの書類（借地、借家人が閲覧するとき）</li> </ul>
手数料	無料	1件につき200円（縦覧期間中は無料）

※本人確認書類 ○1点で済むもの…納税通知書、運転免許書など公的機関発行の写真付の身分証明書  
○2点必要なもの…健康保険証、介護保険証、年金手帳、公的機関発行の写真無の身分証明書、学生証、法人発行の身分証明書など